

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成25年  
3月1日  
(金曜日)

## 目次

規則	1
地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)	1
告示	1
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)	1
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課)	3
道路の区域の変更(道路整備課)	3
自動車専用道路の指定(道路整備課)	3
建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定(建築指導課)	3
公告	3
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	4
平成二十五年度前期実施技能検定試験の実施(労働政策課)	4
平成二十五年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施(労働政策課)	8
土地改良区設立認可申請に係る決定(農村整備課)	9
平成二十五年度二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築指導課)	9
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	9
公安委公告	9
契約の締結	9



地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月一日

### 山口県規則第四号

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十条中「災害」の下に「虐待」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県知事 山本 繁太郎

### 山口県告示第七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十五年三月一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

下関市豊田町大字江良字華山一三六の二

長門市油谷河原字赤滝七六四、七六五、字錠ヶ浴七六六の一、七六七、七六八の

一、字奥ヶ畑七七三(次の図に示す部分に限る。)、字辺部七八三、字東金山七八

四、俵山字鑪山一八三三の一、一八三三の四、一八三三の六から一八三三の九まで、

一八三三の一三から一八三三の一六まで、一八三三の一八、一八三三の二三、一八三

三の二五、一八三三の二七から一八三三の二九まで、一八三三の三一から一八三三の

三三まで、一八三三の三六、一八三三の三八、一八三三の四八、一八三三の五〇、一

八三三の五二、一八三三の五三、一八三三の五六から一八三三の六二まで、一八三三

の六七から一八三三の七〇まで、一八三三の七七から一八三三の八二まで、一八三三

の八四から一八三三の九〇まで、一八三三の九二、一八三三の九三、一八三三の九五

から一八三三の一〇四まで、一八三三の一〇六、一八三三の一〇七、一八三三の一〇

九から一八三三の一〇一まで、一八三三の一〇三、一八三三の一〇九、一八三三の一

- 二三、一八二三の二二四、一八二六、一八三三、一八三四、一八三六、一八三七、一八四七から一八五〇まで、一八五三、字上平一八五四、一八五八から一八六〇まで、一八六二の一、一八六六、字坂根二九三九の一、二九三九の三、二九三九の六、二九三九の八、二九三九の九、二九三九の一、二九三九の三、二九三九の一五、二九三九の一六、二九三九の二九、二九三九の三四から二九三九の三七まで、二九三九の三九、二九三九の四二から二九三九の四七まで、二九三九の五〇、二九三九の五四、二九三九の六三、二九三九の六七、二九三九の七〇、字葛三〇七五、三〇七六、三〇八〇、三七〇二、字砂連三二九五の一、三二九五の七、三二九九
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
下関市豊田町大字江良字華山一三六の二  
長門市油谷河原字赤滝七六四(次の図に示す部分に限る。)
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
下関市大字蒲生野字深坂六二八の七から六二八の九まで、豊北町大字粟野字赤落一八六五の一、一八六五の二、字宮ヶ谷一九〇二の一  
長門市深川湯本字若ヶ河内一三三三の一、一三三三の七から一三三三の九まで、一三八、一三八の二、一四二から一四四まで、洪木字古道五六三の一(次の図に示す部分に限る。)、五六三の二、字荒ヶ埜七八の一、七八の一三、八九〇の五、八九〇の六、八九三、八九四、字イスノ木一三三六の一(次の図に示す部分に限る。)、油谷河原字柿の木七六九、七七〇の一から七七〇の三まで
- 二 保安林として指定された目的

- 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
下関市大字蒲生野字深坂六二八の七、六二八の八・六二八の九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市産業経済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
下関市大字蒲生野字深坂六二八の八(次の図に示す部分に限る。)、六二八の九、六二八の一三(次の図に示す部分に限る。)、六二八の一六
- 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
下関市大字蒲生野字深坂六二八の八・六二八の九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市産業経済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたと認められた。

平成二十五年三月一日

山口県知事 山本 繁太郎

和木加入区

山口県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 県道  
路線名 山口宇部線  
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
宇部市大字藤曲字昭和開作二五七五の八一地区から同市大字妻崎開作字宮川西二〇三七の一地先まで	旧	最狭 七〇・七・五	三、六五五・七	
宇部市大字藤曲字昭和開作二五七五の八一地区から同市大字東須恵字中梅田二五八二の一地先まで	新	最狭 六六・六・六	三、五四七・七	終点の変更による。

山口県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次のと

おり自動車専用道路を指定する。

その関係図面は、平成二十五年三月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

山口県知事 山本 繁太郎

路線名	区 間	延 (メートル)長	指定の期日
山口宇部線	宇部市大字藤曲字昭和開作二五七五の七八地先から同市大字東須恵字中梅田二五八三の一地先まで	三、七四二・六	平成二十五年三月一日

山口県告示第七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号、以下「法」という。）第七条の三第一項第二号及び第六項の規定により、建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成二十五年三月一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 中間検査を行う区域  
山口県の区域（下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市及び周南市の区域を除く。）

二 中間検査を行う期間

平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までとする。ただし、同日までに法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）が行われた建築物については、同日後においても、中間検査を行うものとする。

三 中間検査を行う建築物

平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に確認申請が行われた建築物（法第七条の三第一項第一号に規定する工程をその工程に含む建築物、法第八十五条第五項の規定により知事が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められた建築物及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十条第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、一の建築物の新築に係る部分が次のいずれかに該当するものについて、中間検査を行う。

- (一) 分譲を目的とする住宅
  - (二) 主要構造部が木造である住宅（地階を除く階数が三であるものに限る。）
  - (三) 主要構造部が鉄骨造であつて、地階を除く階数が三以下で、かつ、延べ面積が三百平方メートル以上千平方メートル以下の建築物（テント倉庫建築物の構造方法に關する安全に必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十七号）に規定するテント倉庫建築物を除く。）
- 四 特定工程

- (一) 木造の建築物にあつては、柱、はり及び小屋組の建て方工事（枠組壁工法の木造建築物にあつては、耐力壁及び小屋組の建て方工事）
- (二) 鉄骨造の建築物にあつては、一階部分の鉄骨の建て方工事
- (三) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事
- (四) (一)から(三)までに規定する建築物以外の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

五 特定工程後の工程

- (一) 木造の建築物にあつては、壁の内外装工事
- (二) 鉄骨造の建築物にあつては、特定工程に係る部分を覆う工事
- (三) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
- (四) (一)から(三)までに規定する建築物以外の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事



(五五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十四年十月十九日山口県公告（四九八）に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年三月一日から同年四月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年三月一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン宇部

所在地 宇部市大字妻崎開作四一五の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五六) 平成二十五年前期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、平成二十五年前期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十五年三月一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

技能検定は、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種で、それぞれこれらの表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

1 一級及び二級の技能検定

職 種	試 験 科 目
園 芸 装 飾 師	室内園芸装飾
造 園 師	造園工事
鑄 造	鑄鉄鑄物鑄造
金 属 熱 処 理	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化处理 高周波・炎熱処理 普通旋盤 数値制御旋盤

建 具 製 作	家 具 製 作	木 型 製 作	婦 人 子 供 服 製 造	建 設 機 械 整 備	鉄 道 車 両 製 造 ・ 整 備	産 業 車 両 整 備	電 気 機 器 組 立 て	電 子 機 器 組 立 て	ダ イ カ ス ト	切 削 工 具 研 削	仕 上 げ	工 場 板 金	建 築 板 金	鉄 工	金 属 プ レ ス 加 工	放 電 加 工	機 械 加 工
木製建具手加工	家具手加工	模型製作	婦人子供注文服製作	建設機械整備	配管ぎ装 電気ぎ装	内部ぎ装 産業車両整備	配電盤・制御盤組立て	電子機器組立て	コールドチャンバダイカスト	工作機械用切削工具研削	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ	曲げ板金 打出し板金	内外装板金 ダクト板金	製缶 構造物鉄工	金属プレス	数値制御彫り放電加工 ワイヤ放電加工	マシニングセンタ ホブ盤 平面研削盤 横中ぐり盤 数値制御フライス盤 フライス盤

園 芸 装 飾	職 種	2 三級の技能検定	フ ラ ワ ー 装 飾	広 告 美 術 仕 上 げ	塗 装	表 装	サ ツ シ 施 工	熱 絶 縁 施 工	内 装 仕 上 げ 施 工	防 水 施 工	畳 製 作	タ イ ル 張 り	左 官	と び	石 材 施 工	プ ラ ス チック 成 形	印 刷
			室内園芸装飾	試 験 科 目	フラワー装飾	広告面粘着シート仕上げ	建築塗装 金属塗装	壁装 表具装	ビル用サツシ施工	保温保冷工事	プラスチック系床仕上げ工事 木質系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事	ウレタンゴム系塗膜防水工事 アクリルゴム系塗膜防水工事 シーリング防水工事 FRP防水工事	畳製作	タイル張り	左官	とび	石張り

(一) 試験の方法

産 業 洗 浄	路面標示施工	職 種	3 単一等級の技能検定	造 園	金 属 熱 処 理	機 械 加 工	建 築 板 金	工 場 板 金	仕 上 げ	機 械 保 全	電 子 機 器 組 立 て	建 築 大 工	と び と び	左 官	内 装 仕 上 げ 施 工	塗 装	フ ラ ワ ー 装 飾
高圧洗浄	溶融ペイントハンドマーカ―工事	試 験 科 目		造園工事	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理	普通旋盤 数値制御旋盤 フライス盤 平面研削盤 マシンングセンタ	内外装板金	曲げ板金 打出し板金	機械組立仕上げ	機械系保全 電気系保全	電子機器組立て	大工工事		左官	プラスチック系床仕上げ工事	金属塗装	フラワー装飾

四 受検資格

路面標示施工	産業洗浄	職 種	3 単一等級の技能検定	職 種	2 三級の技能検定	造園 成形 とび	金属熱処理 防水施工	金属プレス加工 サツシ施工	産業車両整備 塗装	プラスチック	平成二十五年八月二十五日 (日曜日)
					園芸装飾 器具研削 張り 熱絶縁施工	造園 機械加工 建築大工 とび	放電加工 建築板金 両製造 フラワ―装飾	工場板金 仕上げ 機械保 塗	建設機械整備 印刷 左官 豊製	平成二十五年九月一日 (日曜日)	
					園芸装飾 器具研削 張り 熱絶縁施工	造園 機械加工 建築大工 とび	放電加工 建築板金 両製造 フラワ―装飾	工場板金 仕上げ 機械保 塗	建設機械整備 印刷 左官 豊製	プラスチック	平成二十五年八月二十五日 (日曜日)

- 二 試験の期日
- (一) 実技試験  
平成二十五年六月五日(水曜日) から同年九月十日(火曜日) までの間において  
山口県職業能力開発協会が指定する日
- (二) 学科試験  
1 一級及び二級の技能検定
- (一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

(一) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第六十四条の二に規定する者であること。

(二) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。

(三) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。

(四) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

五 受検申請書の受付期間

平成二十五年四月八日（月曜日）から同月十九日（金曜日）まで（郵送の場合は、四月十九日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受検申請書の提出先

山口市中央四丁目三番六号（郵便番号七五三〇〇七四）

山口県職業能力開発協会

七 提出書類

(一) 受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千円

(二) 実技試験にあつては、次の1の表から4の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 一級及び二級の技能検定

職	種	手数料
婦人子供服製造		一万三千七百円
園芸装飾 造園 鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄		
工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 ダイヤカスト 電子機器組立		
電 気機器組立 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 木型製		
作 家具製作 建築製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 とび 左官		
イル張り 畳製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 表装		一万六千五百円
塗装 広告美術仕上げ フラワー装飾		

2 三級の技能検定（受検者が在校生である場合）

職	種	手数料
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保		
全 電子機器組立 建築大工 とび 左官 内装仕上げ施工 塗装 フラワー		五千五百円
装飾		

3 三級の技能検定（受検者が在校生でない場合）

職	種	手数料
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保		
全 電子機器組立 建築大工 とび 左官 内装仕上げ施工 塗装 フラワー		一万六千五百円
装飾		

4 単一等級の技能検定

職	種	手数料
路面標示施工 産業洗浄		一万六千五百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成二十五年五月二十九日（水曜日）に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、三級の技能検定（金属熱処理に係るものを除く。）にあつては平成二十五年八月二十三日（金曜日）、その他の技能検定にあつては同年十月四日（金曜日）とし、合格者の受検番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口

県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。

(五七) 平成二十五年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、平成二十五年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十五年三月一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(二) 試験の方法

(一) に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

二 試験の期日

山口県職業能力開発協会が指定する日

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 随時実施三級の技能検定

受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級技能検定に合格した者であること。

(二) 基礎一級及び基礎二級の技能検定

法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十四条の五に規定する者であること。

五 受検申請書の受付  
随時受け付ける。

六 受検申請書の提出先  
山口市中央四丁目三番六号（郵便番号七五三〇〇七四）  
山口県職業能力開発協会

七 提出書類  
随時実施三級の技能検定

(一) 受検申請書及び基礎一級又は基礎二級技能検定の合格証書の写し

(二) 基礎一級及び基礎二級の技能検定  
受検申請書

八 受検手数料  
受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千百円

(二) 実技試験にあつては、次の1の表及び2の表の上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

職	種	手数料
機械検査	婦人子供服製造	四千六百円
さく井	鑄造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金	
めっき	アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ 機械保全 電子機器	
組立て	電気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工	
電子機器組立て	電子機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工	
染色	紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作	
布はく縫製	紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作	
家具製作	寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作	
紙器・段ボール箱製造	紙器 印刷 製本	
印刷	紙器 印刷 製本	
製本	紙器 印刷 製本	
プラスチック成形	プラスチック成形 強化プラスチック成形	
強化プラスチック成形	プラスチック成形 強化プラスチック成形	
石材施工	石材施工	
パン製造	パン製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
水産練り製品製造	水産練り製品製造	
建築大工	建築大工	
かわらぶき	かわらぶき	
とび	とび	
左官	左官	
タイル張り	タイル張り	
配管	配管	
型枠施工	型枠施工	
鉄筋施工	鉄筋施工	
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送施工	
防水施工	防水施工	
表装	表装	
塗装	塗装	
工業包装	工業包装	
ウエルポイント施工	ウエルポイント施工	
熱絶縁施工	熱絶縁施工	

職	種	手数料
2 随時実施三級の技能検定（受検者が在校生でない場合）並びに基礎一級及び基礎二級の技能検定		



機械検査 婦人子供服製造

さく井 鋳造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金  
 めつき アルミ組立 陽極酸化処理 仕上げ加工 冷空気調和機製造 電子機器  
 組立て 電気器具組立 プリント配線板製造 帆布製品製造 染色機製作  
 ニット製品製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作  
 建具製作 紙器・段ボール箱製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 強化プラスチック成形 水産練  
 スチック成形 石材施工 かわらぶき とび 左官 タイル張り 配管型枠施工  
 り製品製造 建築大工 かわらぶき とび 左官 タイル張り 配管型枠施工  
 鉄筋施工 ウェルポイント施工 塗装 工業包装

一万三千七百円

一万六千五百円

九 問題の通知

実技試験の問題は、山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者宛て通知する。

十 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日に通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

- (一) 受検申請書の請求は、山口県職業能力開発協会にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「随時実施三級技能検定試験」又は「基礎一級及び基礎二級技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。
- (二) 随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二一八六四六）にすること。

(五八) 土地改良区の設立の認可の申請に係る決定

次の土地改良区の設立の認可の申請は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年三月一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 土地改良区の名称等

土地改良区の名称

申請人

二 試験の場所

- (一) 二級建築士試験（学科）、木造建築士試験  
 山口市秋穂二島一〇六一  
 山口県セミナーパーク
- (二) 二級建築士試験（設計製図）  
 山口市神田町の八〇  
 パルトピアやまぐち

三 試験の科目

区分	科目	区		日	時
		製設	学科		
二級建築士試験	図計	製設	学科	平成二十五年九月十五日（日曜日）	午前十一時から午後四時まで
		製設	学科		
木造建築士試験	図計	製設	学科	平成二十五年七月七日（日曜日）	午前十時から午後五時十分まで
		製設	学科		

一 試験の日時

平成二十五年三月一日

山口県知事 山本 繁太郎

美祢市山中・杉谷土地改良区

大石 洋典ほか一六人

二 縦覧の期間

平成二十五年三月四日から同月二十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(五九) 平成二十五年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十五年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターに行わせま

- (一) 学科  
建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規
- (二) 設計製図
- 四 受験資格  
建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者であること。
- 五 受付場所における受験の申込み  
(一) 受験の申込みの受付期間及び受付時間  
平成二十五年四月十一日(木曜日)午前十時から同月十五日(月曜日)午後五時  
まで
- (二) 受付場所  
山口市大手町三番八号  
山口県建築士会館会議室
- (三) 受験申込書の提出方法  
受験申込書は、山口県建築士会館会議室において本人が直接提出すること。  
郵送による受験の申込み
- 六 過去に二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成二十四年以前の二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に該当する者に限り、郵送により受験の申込みをすることができる。
- (二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間  
平成二十五年三月十九日(火曜日)から同年四月三日(水曜日)まで(平成二十五年四月三日までの消印のあるものは、有効とする。)
- (三) 受験申込書の提出方法  
必ず簡易書留とし、東京都中央区京橋二丁目一四番一号財団法人建築技術教育普及センター本部(郵便番号一〇四一〇〇三二)宛に送付すること。
- 七 インターネットを利用する方法による受験の申込み  
(一) 平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験の申込みをした者のうち、財団法人建築技術教育普及センターに対して、この試験の受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしているもの限り、インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができる。  
(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間  
平成二十五年三月二十八日(木曜日)午前十時から同年四月三日(水曜日)午後四時まで

八 合格者の発表

- (一) 学科試験合格者
- 1 二級建築士試験  
平成二十五年八月二十七日(火曜日)頃
- 2 木造建築士試験  
平成二十五年九月十日(火曜日)頃
- (二) 最終合格者  
平成二十五年十二月五日(木曜日)頃
- 九 その他

(一) 試験案内、受験要領、受験申込書等の配布は、平成二十五年三月十一日(月曜日)から同年四月十五日(月曜日)まで次の場所において行う。

配布場所	所在地
社団法人山口県建築士会	山口市大手町三番八号 山口県建築士会館
社団法人山口県建築士会岩国支部	岩国市尾津町一丁目六番三四号 株式会社吉村設計事務所内
社団法人山口県建築士会防府支部	防府市大字新田二〇三三の二 株式会社防府建設事務センター内
下関市都市整備部建築指導課	下関市南部町一番一号
宇部市土木建築部建築指導課	宇部市常盤町一丁目七番一号
萩市土木建築部建築課	萩市大字江向五一〇
下松市建設部住宅建築課	下松市大手町三丁目三番三三〇
光市建設部建築住宅課	光市中央六丁目一番一号
長門市建設部都市建設課	長門市東深川一三三九の二
柳井市建設部土木建築課	柳井市南町一丁目一〇番三三〇
周南市都市整備部建築指導課	周南市岐山通一丁目一
山陽小野田市産業建設部建築住宅課	山陽小野田市日の出一丁目一番一号

- (二) この試験についての問合せは、広島市中区大手町二丁目一五号財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(電話〇八二二四五一八〇五五)にすること。
- (三) 設計製図の課題は、平成二十五年六月十二日(水曜日)頃から財団法人建築技術

教育普及センター各支部及び社団法人山口県建築士会に掲示するとともに、学科の試験当日に試験場に掲示する。

(六〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年三月一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字山田字下河内

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市大字末武上八九二番地の四一

榎部 弘幸



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十五年三月一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

警察情報通信ネットワークシステム回線接続機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十五年一月十一日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

富士通り一ス株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地

六 落札金額

二千八百十二万九千五百円

七 入札公告日

平成二十四年十一月三十日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

平成二十五年三月一日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事